

東三河広域連合指定介護予防訪問サービス及び指定広域型訪問サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の額の算定に関する基準に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12条及び第20条の規定に基づき、東三河広域連合指定介護予防訪問サービス及び指定広域型訪問サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

2 この要領に規定する事項（第50条の規定を除く。）の運用については、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第84号）による改正後の介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年3月15日老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号）による改正後の指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）に定めるところに準ずるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、実施要綱において定めるもののほか、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。
- (2) 指定第1号事業事業者又は指定第1号事業 それぞれ法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者又は指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。
- (3) 指定訪問介護事業者又は指定訪問介護事業所 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者又は当該事業を行う事業所をいう。
- (4) 介護予防支援等又は介護予防支援事業者等 それぞれ法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業若しくは法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業又はそれぞれの当該事業を行う者をいう。
- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 第1号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する省令で定めるところにより算定する額（その額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるとき

は、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)をいう。

(7) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により、第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該指定第 1 号事業事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係る指定第 1 号事業をいう。

(8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(9) 離島等相当訪問介護 法第 42 条第 1 項第 3 号に規定するサービスの内、法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護に相当するサービスをいう。

(指定第 1 号事業の一般原則)

第 3 条 指定第 1 号事業事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定第 1 号事業事業者は、指定第 1 号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）、他の介護保険関係事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定第 1 号事業事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定第 1 号事業事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問サービスの基本方針)

第 4 条 指定第 1 号事業に該当する介護予防訪問サービス（実施要綱第 4 条第 1 号ア（ア）に規定するサービスをいい、以下「指定介護予防訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立若しくは要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定広域型訪問サービスの基本方針)

第 5 条 指定第 1 号事業に該当する広域型訪問サービス（実施要綱第 4 条第 1 号ア（イ）に規定するサービスをいい、以下「指定広域型訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立若しくは要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態等となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定介護予防訪問サービスの訪問介護員等の員数)

第 6 条 指定介護予防訪問サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問サービス事業所」という。）

ごとに置くべき指定介護予防訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、指定介護予防訪問サービスの提供に当たる常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）又は基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問サービス、指定訪問介護及び基準該当訪問介護の利用者。以下同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に規定する者であつて、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護又は基準該当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は指定居宅サービス等基準第40条第1項及び同条第2項に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 指定介護予防訪問サービスの事業と離島等相当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当訪問介護の登録をもつて、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定広域型訪問サービスの訪問介護員等の員数）

第7条 指定広域型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定広域型訪問サービス事業者」

という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定広域型訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき指定広域型訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等の員数は、1以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 指定広域型訪問サービス事業者は、指定広域型訪問サービス事業所ごとに、指定広域型訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等のうち、1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に規定する者であって、専ら指定広域型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定広域型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 4 指定広域型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は基準該当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は指定居宅サービス等基準第40条第1項及び同条第2項に規定する基準を満たすことをもって、第2項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 5 指定広域型訪問サービスの事業と離島等相当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当訪問介護の登録をもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第8条 指定介護予防訪問サービス事業者又は指定広域型訪問サービス事業者(以下「指定第1号訪問サービス事業者」という。)は、指定介護予防訪問サービス事業所又は指定広域型訪問サービス事業所(以下「指定第1号訪問サービス事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定介護予防訪問サービス又は指定広域型訪問サービス(以下「指定第1号訪問サービス」という。)と指定訪問介護の事業又は基準該当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第6条に規定する管理者に関する基準又は指定居宅サービス等基準第41条に規定する管理者に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 3 指定第1号訪問サービスの事業と離島等相当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当訪問介護の登録をもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備に関する基準)

第9条 指定第1号訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定第1号訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定第1号訪問サービスの事業と指定訪問介護又は基準該当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準又は指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 3 指定第1号訪問サービスの事業と離島等相当訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当訪問介護の登録をもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、指定第1号訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等（以下単に「訪問介護員等」という。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定第1号訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定第1号訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定第1号訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定第1号訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定第1号訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定第1号訪問サービス事業者の使用に係

る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定第1号訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定第1号訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定第1号訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定第1号訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定第1号訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定第1号訪問サービス事業者は、当該指定第1号訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定第1号訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定第1号訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者である旨及び事業対象者の有効期間を確かめるものとする。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見（法第73条第2項に規定するもののうち要支援認定に係るものに限る。以下同じ。）が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定第1号訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第14条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者判定に係る手続き（以下「申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新又は事業対象者判定の更新申請等が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定又は事業対象者判定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号又は東三河広域連合介護予防ケアマネジメント実施要領（以下「介護予防ケアマネジメント実施要領」という。）第7条第1項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第16条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第17条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者（要支援認定者であって、介護予防サービス費（法第53条第1項に規定する介護予防サービス費をいう。以下同じ。）の支給対象となることが想定される者に限る。）が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を広域連合に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第18条 指定第1号訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（省令第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定第1号訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更の援助)

第19条 指定第1号訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケ

アプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定第1号訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスを提供した際には、当該指定第1号訪問サービスの提供日及び内容、当該指定第1号訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定第1号訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定第1号訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定第1号訪問サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定第1号訪問サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定第1号訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定第1号訪問サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定第1号訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定第1号訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定第1号訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第23条 指定第1号訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定第1号訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定第1号訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定第1号訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する広域連合への通知)

第 25 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を広域連合に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定第 1 号訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援等状態の程度を増進させたと認められるとき又は要支援状態若しくは要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 26 条 訪問介護員等は、現に指定第 1 号訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 27 条 指定第 1 号訪問サービス事業所の管理者は、当該指定第 1 号訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業所の管理者は、当該指定第 1 号訪問サービス事業所の従業者にこの要領の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第 6 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定第 1 号訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定第 1 号訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 28 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定第1号訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- (指定介護予防訪問サービスの介護等の総合的な提供)

第29条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(広域型訪問サービスの家事等の総合的な提供)

第30条 広域型訪問サービス事業者は、広域型訪問サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「家事等」という。）を常に総合的に提供するものとし、家事等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第31条 指定第1号訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定第1号訪問サービスを提供できるよう、指定第1号訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービス事業所ごとに、当該指定第1号訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定第1号訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 指定第1号訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定第1号訪問サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条 指定第1号訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定第1号訪問サービス事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 33 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定第 1 号訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 指定第 1 号訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定第 1 号訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 34 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービス事業所の見やすい場所に、第 28 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

3 指定第 1 号訪問サービス事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 35 条 指定第 1 号訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、当該指定第 1 号訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定第 1 号訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第 36 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 37 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所等の従業者又は居宅要支援被保険者等に

対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 38 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 39 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、提供した指定第 1 号訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定第 1 号訪問サービス事業者は、提供した指定第 1 号訪問サービスに関し、法第 115 条の 45 の 7 の規定により広域連合が行う質問又は検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して広域連合が行う調査に協力するとともに、広域連合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定第 1 号訪問サービス事業者は、広域連合からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を広域連合に報告しなければならない。

5 指定第 1 号訪問サービス事業者は、提供した指定第 1 号訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号）第 6 の 5（4）に規定するものをいう。）に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定第 1 号訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 40 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定第 1 号訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して広域連合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の広域連合が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービス事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 41 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、利用者に対する指定第 1 号訪問サービス事業者の提供により事故が発生した場合は、広域連合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定第1号訪問サービス事業者は、利用者に対する指定第1号訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第42条 指定第1号訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 指定第1号訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 指定第1号訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定第1号訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第43条 指定第1号訪問サービス事業者は、指定第1号訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定第1号訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 指定第1号訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、利用者に対する指定第1号訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する広域連合への通知に係る記録

(4) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録

(暴力団員等の排除)

第45条 指定第1号訪問サービス事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

2 指定第1号訪問サービス事業者は、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにしなければならない。

(電磁的記録等)

第 46 条 指定第 1 号訪問サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定第 1 号訪問サービスの基本取扱方針）

第 47 条 指定第 1 号訪問サービスは、利用者の介護予防（法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定第 1 号訪問サービス事業者は、自らその提供する指定第 1 号訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定第 1 号訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定第 1 号訪問サービス事業者は、指定第 1 号訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定第 1 号訪問サービスの具体的取扱方針）

第 48 条 訪問介護員等の行う指定第 1 号訪問サービスの方針は、第 4 条又は第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1）指定第 1 号訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（2）サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定第 1 号訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画を作成するものとする。

（3）介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

（4）サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画の作

成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定第1号訪問サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定第1号訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定第1号訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定第1号訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に1回は、当該介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス計画又は広域型訪問サービス計画の変更について準用する。

(指定第1号訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第49条 指定第1号訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定第1号訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号又は介護予防ケアマネジメント実施要領第5条第1項に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定

第1号訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 指定第1号訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(指定第1号訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

第50条 指定第1号訪問サービスに要する費用の額は、別添1により算定するものとする。
なお、当該費用の算定にあたっては、別添1に掲げる他は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第87号）第17条の規定による改正後の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和8年3月13日老認発0313第3号）による改正後の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から、令和6年3月31日までの間、第32条、第33条第3項及び第42条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 この要綱の施行の日から、令和3年9月30日までの間は、別添1の介護予防訪問サービス費のイからハマまでについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定するものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第34条第3項中「指定第1号訪問サービス事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 3 この要領の施行の日から令和7年3月31日までの間は、別添1の介護予防訪問サービス費のイからハマまでの注3（広域型訪問サービス費のイ及びロの注2において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別添1

1 介護予防訪問サービス費（1月につき）

イ 介護予防訪問サービス費（Ⅰ） 1,176 単位

ロ 介護予防訪問サービス費（Ⅱ） 2,349 単位

ハ 介護予防訪問サービス費（Ⅲ） 3,727 単位

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所が、指定介護予防訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

（イ）介護予防訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

（ロ）介護予防訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

（ハ）介護予防訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいてロに掲げる回数を超える指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護予防訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護予防訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを

行った場合は、特別地域介護予防訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、一月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注9 利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注10 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからりを算定しない。

ニ 初回加算 200 単位

注 指定介護予防訪問サービス事業所において、新規に介護予防訪問サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予

防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。))の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービス計画を行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。))等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービス計画を行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

へ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。))又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。))に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ト 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施してい

るものとして広域連合長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、次に掲げる（Ⅰ）の算定に当たっては、同一の事業所において一体的に運営する指定訪問介護事業所、基準該当訪問介護事業所又は離島等相当訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

- （Ⅰ）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 270 に相当する単位数
- （Ⅱ）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 287 に相当する単位数
- （Ⅲ）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 249 に相当する単位数
- （Ⅳ）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 266 に相当する単位数
- （Ⅴ）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）イ イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 207 に相当する単位数
- （Ⅵ）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）イ イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 170 に相当する単位数

2 広域型訪問サービス費（1月につき）

イ 広域型訪問サービス費（Ⅰ） 941 単位

ロ 広域型訪問サービス費（Ⅱ） 1,879 単位

注 1 利用者に対して、指定広域型訪問サービス事業所が、指定広域型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

（イ）広域型訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の指定広域型訪問サービスが必要とされた者

（ロ）広域型訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の指定広域型訪問サービスが必要とされた者

注 2 1のイ、ロ及びハの注2から注9までを準用する（留意事項を含む）。

ハ 初回加算 160 単位

注 1のニの注を準用する。

ニ 介護職員等処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号の規定の例による基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、広域連

合長に届け出た指定広域型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定広域型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、次に掲げる（１）の算定に当たっては、同一の事業所において一体的に運営する指定訪問介護事業所、基準該当訪問介護事業所又は離島等相当訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

- （１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 270 に相当する単位数
- （２）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 287 に相当する単位数
- （３）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 249 に相当する単位数
- （４）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 266 に相当する単位数
- （５）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 207 に相当する単位数
- （６）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 170 に相当する単位数